

# 3月26日の土曜日・4月3日の日曜日に 市役所の一部の窓口を開けます



昭和22年4月2日〜昭和22年5月1日生まれの人へ：「今月下旬ごろに、「後期高齢者医療被保険者証」を書留郵便で発送します。（保険年金課医療係）」

3月・4月は、転入・転出に伴う手続きのため、市役所の利用者が急増します。  
平日に来庁しにくい人の利用と混雑緩和のため、3月・4月の一部の土・日曜日に住民票の写しなど各種証明書の発行や、転出入などの届出・関連手続きのための窓口業務を下記のとおり行いますので、ぜひご利用ください。

**開庁日時** 3月26日(土)・4月3日(日) 各日8時30分～12時

**業務を行う窓口** 市役所本庁の下記の各窓口のみ業務を行います。

※当日取り扱う業務に関する問合せは、各担当課へお願いします。

課名	窓口番号	主な取り扱い業務	問合せ
市民課	110	住民票写しの発行・転出入の手続き マイナンバーカードの手続きなど	内線312
保険年金課	101～104	国民健康保険の手続きなど	内線323・324
子育て支援課	120	児童手当の手続き	内線522
学校教育課	403	市立小中学校の入学の手続き・相談	内線724
介護福祉課	116	介護保険の手続きなど	内線516
地域包括ケア推進課	113	地域包括支援センターによる高齢者の総合相談業務	内線584
税務課	105～109	各種証明書の発行・納税相談など	内線272・273
厚生福祉課 (障害福祉課)	122	障害者手帳の手続き	内線535

※4月1日、組織改編により、厚生福祉課が障害福祉課と生活支援課に分割します。

## 国民健康保険からのお知らせ

### 国民健康保険被保険者証(保険証)の更新時期です

4月1日(金)からの新しい保険証を、3月6日(日)ごろから順次発送します。(世帯主あてに世帯全員分を簡易書留郵便で発送します。)4月1日(金)からは新しい保険証を使用してください。

なお、令和4年度の保険証から有効期限が7月末までに変わります(今年の更新分は令和5年7月末です)。詳細は保険証に同封されるお知らせをご確認ください。

※新しい保険証が届いたら記載内容を確認してください。

もし、誤り等があった場合は、下記へ連絡をお願いします。

- ◆保険証はひとりに1枚のカードサイズ(縦5.5cm×横8.5cm)です。紛失にご注意ください。
- ◆保険証は台紙に貼り付けてお送りしますので、はがして使用してください。
- ◆期限の切れた保険証は、各家庭で処分してください。
- ◆カードケースは、保険年金課 給付係(102番窓口)または各支所・ふれあいセンター・元気城下町プラザ・元気城下町ぱらっと・保健センターに設置しています。
- ◆国民健康保険税滞納世帯については、別途、納税相談が必要です。保険年金課 保険税係(103番窓口)にお越しいただくか、下記問い合わせ先にご連絡をお願いいたします。

問合せ＝保険年金課 給付係(内線322・323・341)

保険年金課 保険税係(内線321・324・329)

有効期限を  
確認してください!

